2021 年 7 月 8 日
リサイクル燃料貯蔵（株）

技術基準規則第 6 条（地盤）の適合対象に関する考え方の見直しについて

申請書第 3-1 表「施設と条文の対比一覧表（設工認対象機器の技術基準への適合性に関する整理）」にて整理している，第６条（地盤）の技術基準適合対象について見直しを行う。

基本的安全機能を有する金属キャスクを支持する構造物であるとともに，基本的安全機能を有する，直接地盤に設置される施設，設備である使用済燃料貯蔵建屋のみ，第６条（地盤）の技術基準適合対象としていたが，軽油貯蔵タンク（地下式）等の，使用済燃料貯蔵建屋以外の直接地盤に設置される施設，設備についても対象とすることが適切と考えられることから，申請書第 3-1 表を見直す。

（添付資料）

・　第 3-1 表　施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理）　見直し案

以上

■ 直接地盤に設置される施設，設備について，第6条（地盤）の技術基準適合の対象とする。

第3－1表　施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）

◎：基本的安全機能に条文の直接要求に該当するもの
○1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの
○2：安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの

◇：安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が不要なもの
△：上記4項目の間接要求又は関連し，性能，機能を達成するのに必要な関連設備，機器＊
□：更なる信頼性向上の観点から設置する設備

－：当該条項の要求事項に該当しない
＊：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備，機器」は「△」としない。

使用済燃料貯蔵施設の技術基準規則

| No. | 機能等 | | | | 申請回 1回目：1／2回目：2 | 既設／新設 | 耐震クラス | 機器グループ | 3 特殊な設計 1項 | 3 特殊な設計 2項 | 4 廃止措置中の施設維持 | 5 臨界 | 6 地盤 | 7 地震 1項 | 7 地震 2項 | 7 地震 3項 | 8 津波 | 9 外部衝撃 1項 | 9 外部衝撃 2項 | 10 不法侵入 | 11 閉じ込め 1項 1号 | 11 閉じ込め 1項 2号 | 11 閉じ込め 1項 3号 イ | 11 閉じ込め 1項 3号 ロ | 11 閉じ込め 1項 3号 ハ | 12 火災 1項 | 12 火災 2項 | 12 火災 3項 | 13 安全機能 1項 | 13 安全機能 2項 | 14 材料構造 1項 1号 イ | 14 材料構造 1項 1号 ロ | 14 材料構造 1項 1号 ハ | 14 材料構造 1項 1号 ニ | 14 材料構造 1項 2号 イ | 14 材料構造 1項 2号 ロ | 14 材料構造 1項 2号 ハ | 14 材料構造 1項 2号 ニ | 14 材料構造 1項 2号 ホ | 14 材料構造 1項 3号 イ | 14 材料構造 1項 3号 ロ | 14 材料構造 1項 3号 ハ | 14 材料構造 1項 3号 ニ | 14 材料構造 2項 | 15 搬送設備受入設備 1項 1号 | 15 搬送設備受入設備 1項 2号 | 16 除熱 | 17 計測制御系統施設 1項 1号 | 17 計測制御系統施設 1項 2号 | 17 計測制御系統施設 1項 3号 | 17 計測制御系統施設 2項 | 18 放射線管理施設 1項 1号 | 18 放射線管理施設 1項 2号 | 18 放射線管理施設 1項 3号 | 18 放射線管理施設 1項 4号 | 18 放射線管理施設 1項 5号 | 18 放射線管理施設 2項 | 19 廃棄施設 1項 1号 | 19 廃棄施設 1項 2号 | 19 廃棄施設 1項 3号 | 19 廃棄施設 1項 4号 | 19 廃棄施設 1項 5号 | 20 汚染の防止 | 21 遮蔽 1項 | 21 遮蔽 2項 | 22 換気設備 1項 1号 | 22 換気設備 1項 2号 | 22 換気設備 1項 3号 | 22 換気設備 1項 4号 | 23 予備電源 | 24 通信連絡設備等 1項 | 24 通信連絡設備等 2項 | 24 通信連絡設備等 3項 | 一般産業用工業品（製品） | 備考 |
|---|---|---

■ 直接地盤に設置される施設，設備について，第6条（地盤）の技術基準適合の対象とする。

◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの
○1：基本的安全機能に警報を与える機器に該当するもの
○2：安全機能の直接要求に該当し，性能，機能を達成するために仕様記載が必要なもの
◇：安全機能の直接要求に該当するが，性能，機能を達成するために仕様が不要なもの
△：上記4項目の間接要求又は関連し，性能，機能を達成するのに必要な関連設備，機器＊
□：更なる信頼性向上の観点から設置する設備
－：当該条項の要求事項に該当しない
＊：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備，機器」は「△」とします。

第3－1表　施設と条文の対比一覧表（設工認申請対象機器の技術基準への適合性に関する整理）

| 機能等 | | | 申請回 1回目：1／2回目：2 | 既設／新設 | 耐震クラス | 機器グループ | 使用済燃料貯蔵施設の技術基準規則 | | |